

第32号議案

島根県病院局職員定数条例

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、島根県病院局に常時勤務する地方公務員（臨時の職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、856人とする。

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、定数の外に置くことができる。

- (1) 他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号）第2条の規定により、休職を命ぜられている職員
 - (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けて、労働組合の業務に専ら従事している職員
 - (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により、病院事業管理者の承認を受けて育児休業をしている職員
 - (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣されている職員
 - (6) 長期にわたる研修で知事が定めるものに参加している職員
 - (7) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）第2条第1項の規定により派遣されている職員
- 2 前項に定めるもののほか、他の地方公共団体が設置する病院又は診療所に勤務する医師が一時的に不在となる場合に当該医師に代わって診療するため当該地方公共団体に派遣する職員の数として知事が予算の範囲内で定める職員の数は、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。